



自転車は「車」のなかまで!!

# 「めいわく自転車」

## してませんか?

### 1.歩道は 歩行者 優先!



※道路交通法第63条の4第2項  
罰則:2万円以下の罰金又は科料

**!** 自転車は車道寄りを徐行

(参考) 自転車の徐行=直ちに停止できる速度



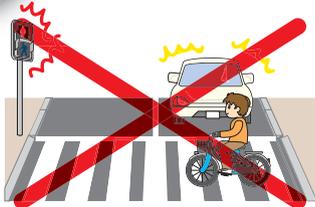
御堂筋の歩道は「自転車通行可」です。

歩行者に注意して、すぐに止まれるようにゆっくり通行しようね。

### 自転車事故で 賠償金5000万円!?!?

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。(横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決)

### 2.交通ルールを守る!



**!** 信号無視

3ヶ月以下の懲役  
又は5万円以下の罰金



**!** 携帯電話・音楽

5万円以下の罰金



**!** 無灯火



**!** 二人乗り

2万円以下の罰金  
又は科料

**!** 飲酒運転

【罰則】5年以下の懲役  
又は100万円以下の罰金  
※酒に酔った状態で運転した場合



**!** 傘さし等

【罰則】5万円以下の罰金



**!** 並進

※「並進可」標識のある場所以外では禁止。  
【罰則】2万円以下の罰金又は科料

### 3.駐輪場にとめる

自転車の交通ルールについての詳細は、大阪市市民局のホームページをご覧ください。  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000059863.html>

大阪市建設局・国土交通省大阪国道事務所